



# 離婚後の養育費、いつまで支払う？

弁護士 東 麗子

田中さんは夫と離婚したいと考えています。夫も離婚することには同意してくれていますが、2人いる子どもの養育費について条件がなかなか折り合いません。

田中さん「子どもの養育費はきちんと払ってよ。」

夫「俺は親権者じゃないし、息子は学校には行ってないだろ。2人とも俺になついてもいないから払わないよ。」

田中さん「でも、上の娘はもうそろそろ大学進学だし、せめて娘が大学卒業するまで払ってもらわなくちゃ。」

夫「20歳になったら成人なんだから、大学卒業までなんて冗談じゃないよ。」

田中さん「そんなこと言っても私はパートの収入しかないのよ。あなたは働いているんだし、養育費くらい払えるでしょ。」

離婚して別居するときには、子どもがいれば、実際の生活上どちらか一方の親が、子どもの面倒をみることになります。その場合、子どもの監護をしていない者が、実際に監護をしている者に対して、資力に応じて養育費を支払わなくてはなりません。ここで言う子どもとは、未成年を指すわけではなく、独立の社会人として成長自立していない未成熟子を言います。ですから、18歳であっても、結婚して働いており、別に家庭を持っているような場合には、養育費を支払うべき子どもにはあたりません。

このように、養育費とは、いわゆる扶養義務の履行に際して実際に発生する費用のことであり、両親は未成熟子に対して扶養料の支払義務を負いますが、離婚等によって生計を別にすることになった場合には、実際に扶養する親から他方の親に対して、他方の親が支払うべき扶養料を請求することになります。これを養育費と呼んでいるのです。ですから、養育費には、単に学費のみならず、衣食住の費用、医療費等も含まれます。相談者の田中さんの夫は、息子が学校に行っていないから、養育費は支払わない、と言っていますが、学校に行っていないくても日々の生活にはお

金がかかりますから、学校に行っていないという理由で養育費の支払いを拒むことはできません。

また、田中さんの夫は、子どもたちの親権者にならないことを理由に、養育費の支払いを拒んでいます。先ほど述べたように、養育費支払いの義務を負うかどうかは、親としての扶養義務の有無によりますから、親権の有無は関係ありません。したがって、これも理由になりません。

さらに、田中さんの子どもたちのうち、娘は大学進学を希望しているようですが、20歳を過ぎても養育費を支払わなくてはならないのでしょうか。先ほど述べたように、養育費を支払わなくてはならないかどうかは、成年か未成年かで決まるものではありません。したがって、養育費の支払い終期を大学卒業までとすることも可能です。もっとも、誰でも大学終了まで養育費の支払いが認められるわけではなく、父母の学歴や、生活レベルなどの教育的、経済的な環境を考慮して、個別に判断されることになります。

夫婦だけの話し合いでは、どうしても話がかつかないという場合には、家庭裁判所に調停を申し立て、調停によって養育費の支払額を決めることになります。調停が成立すれば、その内容には確定判決と同一の効力があると認められていますので、調停で決めた養育費が支払われない場合には、強制執行をすることができます。養育費の金額は、義務者と権利者の収入、子どもの年齢、人数等を勘案して決まりますが、現在はこれらの要素からひと目で養育費の金額がわかる養育費算定表というものがあります（裁判所のホームページから見ることができます）。この算定表が一応の目安となりますので、参考にされるとよいでしょう。

執筆者プロフィール

東 麗子（ひがし れいこ）

弁護士（第二東京弁護士会） 東京都立大学法学部卒業  
消費者委員会に所属し、悪徳商法など消費者問題を中心として、幅広く一般民事事件および刑事事件を取り扱う。  
趣味は、読書、旅行。